

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第122号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成23年6月16日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染矢 忠孝

1 指示の内容

当分の間、知事が定めた水域（河川、湖沼等）からこいを持ち出し、当該水域以外の水域に放流してはならない。

なお、知事は当該水域の範囲等について速やかに公表するものとする。

2 委員会指示の廃止

平成21年5月21日付け宮崎県内水面漁場管理委員会指示第116号は廃止する。

(参考：告示案)

宮崎県告示第 号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかる平成23年6月 日
宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 122号に基づく水域の範囲を次のとおり定める。

平成23年6月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣

- 1 一ツ瀬川水系の本流及び支流。ただし、杉安ダム、長谷ダム及び寒川ダムから上流の区域は除く。
- 2 大淀川水系の本流及び支流。ただし、古賀根橋ダム、綾南ダム及び広沢ダムから上流の区域は除く。
- 3 五十鈴川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の本流及び支流
- 5 耳川水系の本流及び支流。ただし、塚原ダム、宮の元ダム及び諸塚ダムより上流の区域は除く。
- 6 安楽川水系の本流及び支流
- 7 小丸川水系の本流及び支流。ただし、川原ダムより上流の区域は除く。
- 8 鳴子川水系の本流及び支流。ただし、門川防災ダムより上流の区域は除く。